

議 第 60 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例の制定
について

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例を次のように制定
する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例（平成 24 年条例第 51 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例（平成 24 年条例第 51 号）を
廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。